

広域紋別病院企業団職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

令和3年8月6日午後7時30分頃、薬剤部執務室内にて薬剤部所属の管理職員が同部所属の職員を業務時間外に呼び出し、わいせつな行為等のハラスメント行為を繰り返し行った。

以上の事実は、ハラスメントを防止する立場である管理職員にあるまじき行為であり、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

令和3年10月1日（金）

3 処分内容

停職 3月

4 被処分者

薬剤部 部長職 男性 50歳代